

## 道路上に張り出している 樹木等の適正管理のお願い

所有する土地からの倒木や枝の張り出しにより、家屋等に被害が出たり通行中の車両が破損したりする事故が発生しています。このことが原因で道路上で事故が発生した場合、**樹木の土地所有者が損害賠償責任を問われることがあります。**倒木の恐れがあるものや、道路へ張り出した枝等については、**土地所有者が責任を持って適正な管理をお願いします。**

問 建設課 ☎65-1539

## 除草作業に助成金と 燃料の現物支給を行います

町では、町内の道路・水路・河川の除草作業を行っていただくボランティア・有志団体に対して、助成金の交付、燃料の現物支給をしています。詳しくは広報4月号またはHPをご覧ください。お問い合わせください。

問 建設課 ☎65-1539



ご協力いただいた大附有志会のみなさん

## 注意！ あなたの土地が狙われています

県内で、法令手続きを無視して短期間に大量の土砂等を堆積する事例が発生しています。「草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしい」「重機を数日間だけ置かせてほしい」等、言葉巧みに話をもちかけます。土砂を堆積するには法令手続きが必要です。違法な土砂等の堆積が行われた場合、これらの責任や撤去費用の負担は、行為者だけでなく土地所有者に及ぶこともあります。このようなトラブルに巻き込まれないよう、安易に土地を貸さない、定期的に土地を見守る等、自分の土地は自分で守りましょう。

問 農林環境課 環境担当 ☎65-0814

## 彩の国動物愛護推進員を公募します

県では、動物の愛護や正しい飼い方に関する知識情報等の普及啓発にボランティアとして積極的・自主的にご協力をいただく「彩の国動物愛護推進員」を募集します。

募集期間 | 9月1日(金)～11月30日(休)

募集要領 | 県HPで公開または保健所窓口  
に設置

問 県生活衛生課 ☎048-830-3612

## 声の広報ときがわ

「声の広報ときがわ」は、「朗読ボランティアときがわ」の皆さんの協力を得て、音声で町広報紙を聴くことができます。町ホームページ、または下記の二次元コードからアクセスが可能です。広報を発行した日から10日前後に町ホームページで配信します。そのほかに、CDやテープでもお渡ししておりますので、お気軽にお問い合わせください。

問 総務課 自治人権担当 ☎65-0401



## 宝くじ 公式サイト 宝くじがネットで 購入できる！

宝くじ公式サイト

宝くじの収益金は、明るく住みよいまちづくりに使われます

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL: 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料)  
TEL: 011-330-0777 (有料)



## 県収入証紙での 手数料の支払いが キャッシュレスになります！

運転免許の更新やパスポート申請等で使用する「埼玉県収入証紙」が、12月末に販売終了し、令和6年3月末で利用終了になります。それに伴い、10月2日(月) (予定) から、県証紙でお支払いいただいていた手数料のキャッシュレス決済が可能になります。利用の際はあらかじめHP等でキャッシュレス決済開始日をご確認ください。また、県証紙で支払っていた手数料については、令和6年1月以降、原則として現金でのお支払いは受付できなくなります。  
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassuresu.html>

問 県出納総務課 ☎048-830-5739

## 介護の仕事に興味がある皆様へ 就職までサポートします

介護の仕事は、人を支え社会を支えるやりがいのある仕事です。埼玉県では、介護の仕事に興味がある方の就職を支援しています。①介護の仕事に関する情報の提供 ②未経験の方のための介護に関する入門的研修等の実施 ③職場見学・体験の実施 ④個別マッチングを通して、県内介護施設等への就職の支援を行っています。

問 株式会社シグマスタッフ大宮支店  
(埼玉県委託事業者) ☎048-782-5173  
<https://habatake-kaigo.com/>



## 原木きのこホダ場の 使用者を募集します

町では、原木きのこ栽培希望者を支援するため、「きのこホダ場(大字雲河原385-1ほか)」を使いたい方を1団体、募集します。

### 対象者

以下のすべてを満たす方

- ☑ 町内在住者4人以上の会員で構成する団体(住所を有することになる方を含む)
- ☑ 町の7割を占める山林資源を活かした間伐材等を使用し、原木きのこを町直売所等で販売することができる団体
- ☑ 毎年、町に、品種及び生産量、販売額、販売先等を報告できる団体
- ☑ 原木きのこホダ場及びその周辺を草刈り等により適切に維持管理できる団体
- ☑ 地域の人々と協調して原木きのこ栽培ができる団体

### 使用料

年額1万円程度(協議のうえ決定)

※町が貸し出す原木きのこホダ場施設以外に、栽培に必要な設備の設置やその他経費に関しては、すべて自己負担となります。

### 使用開始時期

協議のうえ使用開始時期を決定

### 申込み

9月15日(金)～11月10日(金)の間に、下記までご連絡ください。

問 農林環境課 農林担当 ☎65-1532

